

令和7年度 第3回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第3回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年6月6日（金） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第8 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第9 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 日程第10 議案第8号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の点検・評価について
- 日程第11 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（18名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

2 石川 茂	3 山下宏二	4 星川久和	5 高橋忠明
7 宇高 勉	8 鎌倉静夫	9 竹本正行	10 喜井仁志
11 村上紘一	12 石川 繁	13 紀井正明	14 受川清男
16 合田篤夫	17 鈴木一郎	18 伊藤浩一	19 萩尾 博
20 高橋秀典	22 近藤良啓	23 河村嘉男	24 竹内正篤
25 鈴木敏也			

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

1 脇 純 樹	6 佐藤保之	15 三好 昇	21 越智 寧
---------	--------	---------	---------

出席した職員

事務局長	岩田政嗣	次 長	三宅栄一	次 長	石川みちる
主 査	大西洸喜				

第3回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年6月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

6番 佐藤 委員

15番 三好 委員

21番 越智 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

1番 大西 委員、4番 石川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和7年4月21日解約。

番号2の案件については、令和7年4月30日解約。

番号3の案件については、令和7年5月10日解約。

番号4の案件については、令和7年4月15日解約。

以上、4件の解約通知がありました。報告を終わります。

議長 以上で、報告は終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月12日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新

たに農地を取得する新規就農者であるため、5月19日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。番号5の案件については、売買による所有権移転です。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号7の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月12日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は申請者の自宅に隣接する農地で、25年ほど前から、渡人である兄の代わりに耕作しています。申請地以外にも兄の農作業を手伝っており、営農経験については問題ないと思います。農機具については耕うん機を所有しており、申請地の管理は十分可能であると思われます。また、水の利用についても地元水利組合にも加入しておりますので問題なく、今後、地域と協力

し、意欲的に農業を継続していく意思を確認しました。

議 長 4 番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月19日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は申請者の自宅に隣接する農地で、数か月ほど前から渡人である所有者に管理を任されて申請地を耕作していますので、耕作については問題ないと思います。農機具については管理機を購入しており、申請地の管理は十分可能であると思われます。10年くらい前から自宅付近の草刈り等も積極的に行っており、今後、地域と協力し、意欲的に農業を継続していく意思を確認しました。

議 長 5 番

委員 異議ありません。

議 長 6 番

委員 異議ありません。

議 長 7 番

委員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は現在、農業用機械の一部を、借りている倉庫に保管していますが、後継者も農作業に従事することが増え、今後の規模拡大に向けて、所有地に機械等の保管と作業スペースを確保するための農業用倉庫建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、を議題といたしますが、次の、日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願」についてが関連する案件であるため、一括議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」及び、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願」について説明いたします。

双方の番号1の案件については、今年度第1回総会において審議され、「異議がない旨の意見」を附して県へ進達した案件ですが、工事の着手が当初計画していた予定より大幅に遅れる見込みとなり、許可後、速やかに事業計画に従った事業の用に供することができない状況となることが必至であると判断したため、申請を取り下げるものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 取り下げは制度上認められておりますので、特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」及び、議

案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の
取下願」について、取下願を受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号及び議案第4号は、「取下願に係る意見」を附して県知
事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計
画変更申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計
画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による
許可申請」番号2の関連案件です。当初計画者が、令和4年8月に建売住宅
建築用地として農地転用の許可を受け、所有権を移転し、事業計画に沿って
工事を進める予定でしたが、事業拡大等により事業所の人員が不足し、転用
目的が達成されないままであったため、今回、承継者が申請地を譲り受け、
一般個人住宅建築として事業を継続するための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第8、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 主査

大西 それでは、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は5件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は現在、家族と賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことや親の介護など将来を見据え、実家に近い申請地を譲り受けての個人住宅建築で、申請地周辺は小集団の農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号2の案件については、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1の案件でご説明いたしました通り、農地転用の許可を受けておりますが、現況が農地のままであるため、転用許可申請も必要となるものです。受人は現在、妻と子供4人と実家で同居生活をしておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号3の案件について、受人は土地・建物等の売買、賃貸並びに管理をしている法人ですが、住宅や事業所が多数存在する立地の良い申請地を借り受けての店舗建設用地の造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は四国中央市で、今般、統廃合により園児の定員が増える認定こども園について、職員の数も増員となり職員駐車場が不足することから、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は既存施設の隣接地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は現在市外に居住していますが、帰郷し、高齢となった両親を介護するため、実家近くの父親が所有する申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第9、議案第7号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 大西 主査

大西 それでは、議案第7号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定13件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、10年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の賃貸借です。

番号9の案件については、5年間の使用貸借です。

番号10の案件については、10年間の使用貸借です。

番号11の案件については、5年間の賃貸借です。

番号12の案件については、10年間の使用貸借です。

番号13の案件については、10年間の賃貸借です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があればお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議長 日程第10、議案第8号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第8号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、説明いたします。

本議案につきまして、農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動(最適化活動)

の透明性を確保するため、法第 37 条の規定により、最適化活動の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。また、「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会は、令和 4 年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表することと定められております。

このことから、令和 6 年度最適化活動の実施状況について、農業委員会による点検・評価を実施するものです。

別紙様式 5 「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の 1 枚目をご覧ください。

I の 1 は令和 6 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制、2 は農家・農地等の概要を記載しております。

2 枚目をご覧ください。

II 最適化活動の実施状況 1 の (1) 農地の集積、について説明します。①現状及び課題ですが、令和 6 年 4 月 1 日の集積率は 22.5%であり、②目標については、市の基本構想に定められている「集積率 38%」を令和 6 年度末の目標集積率としておりましたので、③実績としては 30.1%で集積率の目標は達成できなかったものの、令和 5 年度と比べ 7.6%の増加となっております。

続いて、2 枚目から 3 枚目にかけて (2) 遊休農地の発生防止・解消について説明いたします。①現状及び課題は、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況です。②の目標は令和 3 年度の利用状況調査の結果を記載しておりますが、緑区分（人力や農業用機械で草刈り等をおこなうことにより直ちに耕作することが可能な農地）0ha、黄区分（草刈りや農業用機械では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地）

137ha となっておりますのは、緑区分と黄区分とに区別する旨の国からの通知が令和3年度の利用状況調査後にあり、その時点で、遊休農地面積は全て黄区分に計上していたためです。そのため、令和3年度の緑区分に関連する②目標アのa 緑区分の解消目標面積及び3枚目③実績のアのa 解消実績面積はゼロとなっております。

その下、イについては、令和6年度発生した緑区分の遊休農地 105haのうち、耕作地となった51haについて、解消実績面積としております。

④その他、については、令和6年度の利用状況調査により把握した遊休農地を記載しており、緑区分が106ha、黄区分は85haとなっております。

(3) 新規参入の促進②目標については、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を4.1haとしておりましたが、現在、新規参入者への貸付可能面積を公表していないため、4枚目の③実績はゼロとなっております。なお、令和6年度の新規参入経営体は3件ありました。

次に、2最適化活動の活動目標について、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人あたり月6日としておりました。委員の皆さまにはお忙しい中、利用状況調査等、農地利用の最適化活動を実施していただき、目標を達成できております。(2) 活動強化月間の設定、5枚目の(3) 新規参入相談会への参加についても目標値は達成できております。

これらのことから、目標の達成状況の評語については、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

推進委員等の点検・評価結果については、農地や農業者に地域差があることから個別に評価することが難しい項目については按分により算出し、そこに個人の活動日数の評価を加え、結果を出させていただいております。

続いて、6枚目のⅢ事務の実施状況について、1. 総会、部会の開催実績、

2. 農地法第3条に基づく許可事務、3. 農地転用に関する事務についてはご覧の通りとなっております。

4. 違反転用への対応については、令和6年度の実績として0.7haの違反転用が是正されております。

なお、こちらの「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、本総会で承認をいただきましたら、県へ報告し、市ホームページにて公表いたします。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があれば、お願いします。

委員 最後のページ3番の農地転用に関する事務ですが、一年間の処理件数が99件で許可相当が99件となっておりますが、過去において許可とならなかった案件はありますか。あと、他の農業委員会でこの件数が分かっていたら教えてください。

石川 今すぐお答えすることができないので、次回の総会までにお調べして回答するという構いませんでしょうか。

委員 それで構いませぬ。過去に不許可があるのかと、他の委員会、全国となると大変だと思うので、調査できる範囲で不許可になったような案件があるのかということです。お願いします。

石川 わかりました。

委員 2点ほどお伺いします。最初のページにある耕地面積に樹園地という項目がありますが、利用状況調査で果樹として報告しているものは反映されていないのですか。それともう一点ですが、3枚目の黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針のなかで、計画的な基盤整備を実施するとあり、その下

の実績の方でも計画的な基盤整備を実施するとなっておりますが、具体的に基盤整備の方策があれば教えてください。

石川 それでは、一点目のご質問についてですが、こちらの数字は、直近の耕作及び作付面積統計に基づいて記入することとなっております、参考とする国の統計には樹園地という項目がないため面積の記載はしておりません。

三宅 二点目のご質問についてですが、遊休農地の黄区分の解消のために基盤整備を計画的に実施するということとして、これは、土地改良区や農林水産課と協議をして、主に、基盤整備を実施しなければ解消が難しいということで記載しております。

委員 はい。わかりました。

議長 他にありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第8号、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、承認することに決しました。

議長 日程第11、諮問第1号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は、夫婦と子ども2人と賃貸共同住宅に居住してい

ますが、まもなく第三子の出産を控え手狭になってくることから、実家近くで住宅建築を計画しました。しかしながら、申出者夫婦は土地を所有しておらず、実家周辺の土地も探しましたが、妻の父が所有する申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号1については、則友委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、則友委員の退席を求めます。

(則友 祝幸 委員退席)

議 長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号1は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 則友委員の入室を許可いたします。

(則友 祝幸 委員 入室・着席)

議 長 則友委員に報告します。則友委員関連案件の番号1については、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申することとなりましたので、報告いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:24)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 大西 嘉 一 郎

委 員 石 川 光 男
